

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業

実施方針（案）

令和 6 年 2 月 14 日

宇部市土木建設部

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
(1) 事業の名称.....	1
(2) 事業の対象施設	1
(3) 公共施設等の管理者の名称	1
(4) 事業の背景・目的.....	1
(5) 事業概要	2
(6) 事業方式	2
(7) 事業期間	3
(8) 事業者の収入.....	3
2 特定事業の選定方法に関する事項	3
(1) 選定基準	3
(2) 選定方法	3
(3) 選定結果の公表	3
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1 募集及び選定方法	4
2 募集及び選定スケジュール（予定）	4
3 応募者の参加資格要件.....	4
(1) 応募者の構成.....	4
(2) 建設等 JV 構成員に共通の参加資格	5
(3) 建設等 JV 構成員の分野別参加資格	6
4 審査及び選定手続き	7
(1) 事業者選定委員会の設置.....	7
(2) 審査方法	7
(3) 審査結果の公表	7
(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し.....	7
(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付.....	7
(6) 競争的対話の実施.....	7
(7) 提案書類の提出等.....	8
(8) 提案書類の作成等に係る費用	8
5 優先交渉権者選定後の手続き	8
(1) 基本協定の締結	8
(2) 建設工事請負契約の締結.....	8
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1 基本的な考え方.....	9
2 事業者の責任の履行確保に関する事項	9
(1) 契約保証金の納付等	9
(2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告	9

(3) 保険.....	9
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
1 立地・本事業の対象施設に関する事項	10
(1) 事業対象施設の概要.....	10
2 施設構成等の概要	12
(1) 排除方式	12
(2) 施設の能力.....	12
(3) 施設概要	13
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
1 疑義が生じた場合の措置	14
2 管轄裁判所の指定	14
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	15
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	15
第7 その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1 実施に関して使用する言語及び通貨.....	16
2 議会の議決	16
3 情報公開及び情報提供.....	16
4 応募に関する費用負担.....	16
5 実施方針素案に関する質問等の受付	16
(1) 受付期間	16
(2) 提出方法	16
(3) 提出先	16
(4) 質問等に対するヒアリング及び回答	16
別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	17
別紙2 全体平面図	20

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 東部浄化センター

- ①合流・分流汚水ポンプ棟（水処理施設までの圧送管を含む）
- ②1・2系最初沈殿池（撤去工事の対象）
- ③洗砂設備（既設撤去を含む）
- ④汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、処理水再利用施設（撤去工事の対象）

イ 芝中ポンプ場

- ①合流雨水ポンプ設備等（雨水ポンプ設備、スクリーンかす設備、雨水吐越流堰）
- ②電気棟（受変電設備、自家発電設備、負荷設備、監視制御設備等を含む）

ウ 芝中ポンプ場から東部浄化センターへの送水管（自然流下管）

- ①合流汚水幹線
- ②分流汚水幹線

(3) 公共施設等の管理者の名称

宇部市長 篠崎 圭二

(4) 事業の背景・目的

宇部市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、戦後は戦災復興事業と併せて、市街地の中心部を流れる真締川を境として東西の処理区に分割し、処理場2箇所を含む約479ヘクタールの合流式下水道計画を樹立して昭和23年に事業認可を受け事業に着手し、西部処理区は昭和36年（1961年）5月に、東部処理区は昭和37年（1962年）9月に供用開始した。

その後、分流式による事業に着手し、平成16年（2004年）に新市としてスタートした宇部市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の4処理区からなり、現在は全体計画面積約4,235ヘクタールとし、そのうち事業計画面積約4,178ヘクタールの区域内において整備を進め、令和5年（2023年）3月31日現在、約3,501ヘクタールの整備を終えている。

宇部市全体の下水道処理人口普及率は、令和5年（2023年）3月31日現在で79.0%となり、また雨水については、面積整備率23.6%となっている。

芝中ポンプ場は、東部処理区（約2,015ヘクタール）の汚水全量を東部浄化センターに送水するとともに、合流区域（約181ヘクタール）と東芝中排水区（約60ヘクタール）の雨水をポンプ排水する重要な施設である。本施設は、昭和35年（1960年）に合流式下水道のポンプ場として合流汚水・雨水ポンプ棟（C棟）を稼働してから、昭和50年（1975年）に分流汚水ポンプ棟（D棟）、昭和54年（1979年）に分流雨水ポンプ棟（B棟）、平成3年（1991年）に合流雨水ポンプ棟（A棟）を順次供用開始している。

令和4年度末（2022年度末）時点で合流污水・雨水ポンプ棟（C棟）は築62年、分流污水ポンプ棟（D棟）は築47年が経過し、土木・建築躯体の耐震性能の不足や老朽化が進行していることから、土木・建築躯体の建替え及び送水管の布設替えを含めた再構築を行うため、再構築費及び再構築後の維持管理費等による比較検討の結果、污水系（合流污水、分流污水）ポンプ施設を対象として、東部浄化センター敷地内に再構築（建替え）を行う方針を定めたところである。

本事業は、設計・施工を民間事業者に一括発注することで、複数工種の円滑な連携等による事業の効率化や事業期間の短縮に加えて、民間事業者の創意工夫に基づく提案により、総合的なコスト削減を図るものである。

(5) 事業概要

事業者は、以下の業務を実施するが、本業務については、市と共同企業体（設計企業及び建設企業を構成員とする共同企業体のこと。以下「建設等JV」という。）が締結した建設工事請負契約に基づいて実施する。

なお、本業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続きを含め、本事業における詳細な内容については、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、建設工事請負契約書（案）及びその他の関連資料（以下、「募集要項等」という。）の公表時に示す。

ア 合流・分流污水ポンプ棟及び送水管（合流污水幹線・分流污水幹線）の設計・建設業務

①設計業務

②建設業務

イ 芝中ポンプ場合流雨水ポンプ設備等及び電気棟の設計・建設業務

①設計業務

②建設業務

ウ 東部浄化センター洗砂設備（既設撤去含む）の設計・建設業務

①設計業務

②建設業務

③施設の撤去設計業務

④施設の撤去業務

エ 東部浄化センター1・2系最初沈殿池の撤去業務（設計含む）

①施設の撤去設計業務

②施設の撤去業務

オ 東部浄化センター汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、処理水再利用施設の撤去業務（設計含む）

①施設の撤去設計業務

②施設の撤去業務

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づく調達手法を参考にしたDB（Design Build）方式を用いる。

(7) 事業期間

本事業期間は、事業契約が締結された後、本事業が開始された日（以下、「本事業開始日」という。）から令和 14 年 3 月 19 日までとする。

時期・期間	内 容
令和 7 年 4 月（予定）	事業契約の締結
本事業開始日から令和 14 年 3 月 19 日まで	設計・建設期間 ¹ （既設撤去を含む）

(8) 事業者の収入

市は、建設等 JV に対して、対象施設の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の 10 分の 9 を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、設計・建設に係る対価の額については、建設工事請負契約の締結から完成・引渡し（撤去含む）までの期間が長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。

また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。建設等 JV は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。なお、市が指定する上限額などの詳細は、募集要項等の公表時に示す。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業について、以下に示す判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施した時と比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、本事業を特定事業に選定する。

ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上が期待できること。

(2) 選定方法

ア 市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

イ 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

¹ 設計・建設期間は、供用開始（令和 14 年 4 月 1 日予定）まで 7 年間を想定しているが、事業者の提案により短縮も可能である。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争的対話方式を用いた公募型プロポーザル方式により行う。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表後のスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

表 1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和 5 年 10 月下旬	実施方針（素案）の公表
令和 5 年 12 月中旬	実施方針（案）の公表
令和 6 年 2 月中旬	要求水準書（案）の公表
令和 6 年 4 月上旬	特定事業の選定・公表
令和 6 年 5 月上旬	募集要項等の公表
令和 6 年 6 月中旬～7 月中旬	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和 6 年 7 月中旬～8 月下旬	競争的対話の期間
令和 6 年 11 月中旬	提案書類の提出期限
令和 7 年 1 月下旬	優先交渉権者の選定
令和 7 年 3 月下旬	事業契約の締結
令和 7 年 4 月 1 日	本事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、複数の企業によって構成される建設等 JV とする。

イ 応募者は、建設等 JV を構成する企業の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

ウ 建設等 JV から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

エ 建設等 JV 構成員は、他の応募者の構成員として重複参加できないものとする。

オ 建設等 JV 構成員 2 社が、それぞれ、次のいずれかの関係に該当する場合は、それぞれの 2 社は、別の建設等 JV 構成員として参加することはできないものとする。

①資本関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する 2 社の場合

ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③以下のいずれかに該当する 2 社の場合

(ア) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

(ウ) 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

(エ) 一方の会社の本市応募に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

④その他事業者選定の適正さが阻害されると認められる場合

カ 資格審査書類の受付開始日以降、代表企業及び建設等 JV 構成員の変更は認めない。ただし、建設等 JV 構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

キ 資格審査書類の受付開始日以降、建設等 JV 構成員が第 2_3 (2) の参加資格要件を、又は建設等 JV 構成員が同 (3) の参加資格要件を満たさなくなった場合、市に速やかに通知しなければならない。

(2) 建設等 JV 構成員に共通の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

エ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 市が発注したアドバイザリー業務を受託した株式会社 N J S 及び当該業務において上記の者と提携関係にある者並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号

に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- ク 建設等JV構成員のすべてが、法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ケ 建設等JV構成員のすべてが、宇部市税、山口県税に係る徴収金を完納していること。宇部市及び山口県に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村税(都税・特別区税)及び道府県税(都税)を滞納していない者であること。
- コ 建設等JV構成員のすべてが、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険(以下「社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- サ 建設等JV構成員の少なくとも3社²は、宇部市内に本店が所在する法人であること。ただし、この宇部市内に本店が所在する法人は、資格審査書類の受付開始日の時点で会社設立後3年以上を経過していることが必要である。
- シ 上記、オ及びカに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 建設等JV構成員の分野別参加資格

応募者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」で構成されるものとし、各企業は建設等JV構成員として、資格審査書類の受付開始日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

ア 設計企業

設計企業は、次の①から②までの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、①については全ての設計業務を担当する構成員が満たすものとする。②の要件については、各設計業務を担当する構成員のうち少なくとも1社が満たすことで足りる。

- ① 「令和5・6年度宇部市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- ② 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けており、一級建築士を有すること。

イ 建設企業

建設企業は、次の①から②までの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業は①及び②の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類(土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事)について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ② ①に示す、本事業において担当する工事の種類について、「令和5・6年度宇部市入札参加資格」の認定を受けていること。

² 3社は、第2-3(3)イの要件を満たすこと。

4 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

市では、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等からなる事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。選定委員会の委員は以下のとおりである。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、委員に対して、直接、間接を問わず本事業に関することについて接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。

委員長	朝位 孝二（山口大学 大学院創成科学研究科 大学院担当教授）
副委員長	今村 政裕（一般財団法人山口県建設技術センター 理事長）
委員	山本 浩一（山口大学 大学院創成科学研究科 大学院担当教授）
委員	段下 剛志（徳山工業高等専門学校土木建築工学科 准教授）
委員	村上 守（宇部市土木建設部長）

(2) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(3) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 競争的対話の実施

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行い、その結果を踏まえ、募集要項等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。

なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(7) 提案書類の提出等

ア 提案書類の提出

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。

イ 提案書類の作成方法

提案書類は、様式集に記載する方法に従い作成すること。

なお、様式集については、募集要項等公表時に示す。

ウ 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。また、事業者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は、返却しない。

エ 特許権等

市は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任を負わない。

(8) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に建設工事請負契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。

(2) 建設工事請負契約の締結

市は、優先交渉権者と建設工事請負契約書（案）の内容に従い、本事業の対象施設の設計・建設及び撤去設計・工事に関する請負契約を締結する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。本事業の対象施設の設計・建設の責任は、原則として事業者が負うものとする。

市と事業者のリスクは、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」による。なお、分担の詳細については募集要項等の公表時に示す。

2 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契約の保証を求めることを予定している。契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。

ただし、いずれの保証金についても、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。

なお、建設工事請負契約の保証を求める期間等の詳細については募集要項等の公表時に示す。

(2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

市は、事業者が基本協定、建設工事請負契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

(3) 保険

事業者は、募集要項等に基づき、損害賠償保険、その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに市に提示しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地・本事業の対象施設に関する事項

(1) 事業対象施設の概要

本事業の対象施設及び敷地の概要は以下のとおりである。

表 2 対象施設（東部浄化センター）の概要

項 目	概 要
施設名称	東部浄化センター
所在地	山口県宇部市大字沖宇部字沖ノ山
敷地面積	約 58,000m ²
都市計画用途地域	工業専用地域
容積率、建ぺい率	200%、60%
排除方式	分流式（一部合流式）
処理方式（既設）	標準活性汚泥法（3系（合流）・4系（分流）） ステップ流入式多段硝化脱窒法（5・6系（分流））
処理能力（既設）	晴天日最大：43,800m ³ /日 合流：12,800m ³ /日（3系） 分流：31,000m ³ /日（4・5・6系） 雨天日最大：58,000m ³ /日 合流：27,000m ³ /日（3系） 分流：31,000m ³ /日（4・5・6系）
放流先	宇部東港 環境基準 水域名称：UD-9 類型：C-Ⅰ、Ⅲ-Ⅰ 基準値：COD 8mg/l、T-N 0.6mg/l、T-P 0.05mg/l 水位（H.H.W.L）：C.D.L+4.21m
供用開始	昭和 37 年 9 月

表 3 対象施設（芝中ポンプ場）の概要

項 目	概 要
施設名称	芝中ポンプ場
所在地	山口県宇部市港町二丁目
敷地面積	約 6,930m ²
都市計画用途地域	準工業地域
容積率、建ぺい率	200%、60%
排除方式	分流式（汚水・雨水）、合流式（汚水・雨水）
ポンプ能力（既設）	A 棟（合流雨水） 雨水 221m ³ /分（φ 1350×221m ³ /分×1 台） B 棟（分流雨水） 雨水 182m ³ /分（φ 1200×182m ³ /分×1 台） C 棟（合流汚水・雨水） 汚水 23.00m ³ /分（φ 300×7.80m ³ /分×1 台、φ 300×10.00m ³ /分×2 台、 φ 150×5.20m ³ /分×1 台） 雨水 330m ³ /分（φ 700×90m ³ /分×1 台、φ 1000×120m ³ /分×2 台） D 棟（分流汚水） 汚水 28.20m ³ /分（φ 400×23.13m ³ /分×1 台、φ 300×11.60m ³ /分×2 台、 φ 150×5.00m ³ /分×1 台）
計画下水流量	合流汚水 18.75 m ³ /分（既設 23.00 m ³ /分） 分流汚水 30.82 m ³ /分（既設 28.20 m ³ /分） 合流雨水 1,188 m ³ /分（既設 551 m ³ /分） 分流雨水 555 m ³ /分（既設 182 m ³ /分）
供用開始	昭和 35 年（C 棟）、昭和 50 年（D 棟）、 昭和 54 年（B 棟）、平成 3 年（A 棟）

表 4 対象施設（送水管）の概要

項 目	概 要
施設名称	送水管（合流汚水幹線、分流汚水幹線）
道路（路線名）	東海岸通り線、芝中通り線
都市計画用途地域	準工業地域、商業地域、工業専用地域
延長	約 1.3km（合流汚水幹線）
	約 1.3km（分流汚水幹線）

2 施設構成等の概要

(1) 排除方式

合流式及び分流式

(2) 施設の能力

各施設の能力は、以下のとおりである。

表 5 施設能力

施 設	名 称	水 量
合流・分流污水ポンプ棟 (新設)	東部浄化センター 合流・分流污水ポンプ棟	合流污水流入水量 18.75 m ³ /分
		分流污水流入水量 30.82 m ³ /分
送水管 (新設)	合流污水幹線	必要流下能力 0.313 m ³ /秒
	分流污水幹線	必要流下能力 0.514 m ³ /秒
合流雨水ポンプ棟 (A 棟) (既設ポンプ棟への設備 等増設)	芝中ポンプ場 合流雨水ポンプ設備 (増設)	必要排水能力 (2 台当り) 510 m ³ /分
	〃 スクリーンかす設備 (増設)	必要処理能力 (2 台当り) 510 m ³ /分
	〃 雨水吐越流堰 (増設)	必要処理能力 765 m ³ /分
電気棟 (新設)	芝中ポンプ場 電気棟 (合流・分流雨水ポンプ棟に対する受変電 設備、自家発電設備、負荷設備、監視制 御設備等)	対象設備の合計排水能力 1,135 m ³ /分 (合流雨水 765 m ³ /分) (分流雨水 370 m ³ /分)
洗砂設備 (新設)	東部浄化センター 洗砂設備	必要処理能力 12m ³ /日 (運転 6 時間/日)

(3) 施設概要

本事業における対象施設ごとの業務概要を以下に示す。

表 6 業務概要

施 設	主要な施設		設計・建設 業務	撤去 [※] 業務
東部浄化センター	合流・分流污水ポンプ棟		○	—
	導水管（合流污水）		○	—
	導水管（分流污水）		○	—
	1・2系最初沈殿池		—	○
	洗砂設備		○	—
	洗砂設備（既設）		—	○
	汚泥ポンプ室（工作室を除く）、塩素混和池、 処理水再利用施設		—	○
送水管	合流污水幹線		○	—
	分流污水幹線		○	—
芝中ポンプ場	合流雨水ポンプ棟（A棟） （既設）	雨水ポンプ設備	○	—
		スクリーンかす設備	○	—
		雨水吐越流堰	○	—
	電気棟（受変電設備、自家発電設備、負荷設備、 監視制御設備等を含む）		○	—

※撤去設計業務を含む。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定、建設工事請負契約に関連して発生したすべての紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本協定、建設工事請負契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、基本協定、建設工事請負契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により建設工事請負契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア及びイの規定により市が建設工事請負契約を解除した場合は、建設工事請負契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は建設工事請負契約を解除できるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が建設工事請負契約を解除した場合は、建設工事請負契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記イの規定により市又は事業者が建設工事請負契約を解除した場合の措置は、建設工事請負契約に定めるところに従うものとする。

第7 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 議会の議決

市は、本事業の契約範囲における財源確保について、令和6年6月の宇部市議会にて債務負担行為の設定に関する手続きを行う予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、宇部市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。

4 応募に関する費用負担

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

5 実施方針案に関する質問等の受付

(1) 受付期間

令和6年2月14日（水）9時～令和6年2月29日（木）17時まで

(2) 提出方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

質問等について、内容を簡潔にまとめ、様式1の書式（実施方針案に関する質問書）に記入の上、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

また、提出件名は「芝中ポンプ場再構築事業 質問書 ●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及び E-Mail アドレスを記載すること。なお、電子メールの送信後、下記問合せ先に電話で着信確認を行うこと。

(3) 提出先

提出先は、以下のとおりとする。

宇部市 土木建設部 下水道経営課

担 当：國司、岡本

住 所：〒755-0027 宇部市港町一丁目11番30号

T E L：0836-21-2191（電子メール到着確認に関する問合せ先）

E-Mail：suisui@city.ube.yamaguchi.jp

(4) 質問等に対するヒアリング及び回答

提出された質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者 に対して直接ヒアリングを行う。

市は、提出された質問等への回答を、令和6年3月下旬ごろ（予定）に、宇部市ホームページにおいて公表する。なお、公平を期するため、個別に回答は行わない。

別紙１ リスク分担に関する基本的な考え方

凡例：負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
事業者 選定	募集要項等	1	記載の誤りや内容の変更に関するもの	○	
	応募者コスト	2	応募に係るコストの増加に関するもの		○
	契約締結	3	市の帰責事由により契約が締結できない、又は契約手続に時間がかかるもの	○(注1)	
		4	事業者の帰責事由により契約が締結できない、又は契約手続に時間がかかるもの		○
共通	法令	5	本事業に直接影響を与える法令等の新設、変更	○	
		6	上記以外の法令等の新設、変更		○
	許認可	7	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		8	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	税制度	9	法人に課税される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の新設及び変更		○
		10	消費税の変更にに関するもの	○	
		11	その他の税金に関するもの	○(注2)	○(注2)
	政策	12	政策の変更	○	
	住民対応	13	本事業に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの	○	
		14	事業者が行う業務(設計・建設等)に関する住民反対運動・訴訟に関するもの		○
	環境問題	15	設計・建設等における有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		○
	第三者賠償	16	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		17	施設の契約不適合による事故によるもの		○
		18	計画降雨以上の降雨によって生じるもの	○	
		19	上記以外の事由による第三者へ与えた損害	○(注3)	
	物価変動	20	事業期間中のインフレ・デフレに関するもの	○(注4)	○(注4)
	金利	21	事業期間中の金利変動に関するもの		○
	資金調達	22	本事業に必要な資金調達に関するもの(市の債務不履行によるものを除く)		○
	事業の中止・延期	23	市の帰責事由によるもの	○	
		24	上記以外によるもの		○

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	事業破綻	25	経営悪化等による事業者の倒産		○
	事業者債務不履行	26	事業放棄等		○
		27	事業者の義務の重大な違反		○
	市債務不履行	28	市による債務不履行リスク	○	
	不可抗力	29	天災等、自然的又は人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの	○(注5)	△(注6)
	情報漏洩	30	市の帰責事由によるもの	○	
		31	事業者の帰責事由によるもの		○
	安全確保	32	設計・建設等における安全性の確保		○
	保険	33	施設の設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
計画 設計 建設	測量・調査	34	市による地形・地質等調査に関するもの	○	
		35	地中埋設物や建物構造体など、調査が技術的にできない範囲における既存施設に関するもの	○	
		36	上記以外又は事業者による地形・地質等調査に関するもの		○
	計画変更	37	市の帰責事由による計画変更	○	
		38	上記以外の計画変更		○
	設計変更	39	市の提示条件、指示及び判断の不備・変更によるもの	○	
		40	事業者の判断の不備によるもの		○
	設計完了遅延	41	市の計画条件等の変更による設計変更の発生、設計期間が延長するもの	○	
		42	上記以外のもの		○
	設計費用増大	43	市の計画条件等の変更による設計変更の発生、設計費が増大するもの	○	
		44	上記以外のもの		○
	設計成果物の不適合	45	事業者の設計成果物に関するもの		○
	性能リスク	46	要求水準不適合		○
	土壌汚染	47	土壌汚染に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注7)	
	地中埋設物	48	地中埋設物に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注7)	

凡例：負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
計画 設計 建設	環境汚染物質	49	環境汚染物質（アスベスト、PCB等）に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注7)	
	市発注の建設工事	50	市が別途発注する建設工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う建設工事の遅延・未完・費用の増大	○	
	工事費用の増大	51	市の指示や変更により遅延、工事費増大となるもの	○	
		52	上記以外の要因によるもの		○
	建設の遅延及び未完	53	市の事由による建設の遅延及び未完	○	
		54	上記以外の要因によるもの		○
	既存施設運転	55	事業者の帰責事由により、建設中に既存施設の処理・運転に支障をきたすもの		○
	維持管理	56	試運転、引渡性能試験結果を踏まえ、維持管理費・修繕費等、各種経費増加		○
その他	上記以外のもの	57		○(注2)	○(注2)

注1 議会への説明資料作成の協力を行うなど、一定の負担を事業者が負う。

注2 事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。

注3 官民いずれにも帰責事由がない場合は、不可抗力として扱う。

注4 一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。

注5 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。

注6 不可抗力により、市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。

注7 募集要項等から合理的に推察できるものは除く。

